

## 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の 課税標準の特例に係る証明書発行について (経営力向上設備等証明書)

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例に係る証明書（経営力向上設備等証明書）の発行を希望される方は、以下の手順により申し込みください。

なお、当協会では制度の説明、解説は行っておりません。制度についてご質問がある場合は、以下のホームページをご覧ください。経済産業省中小企業庁へお問い合わせください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

### 【証明書発行申請手続きと流れ】

○証明書様式	<u>Word ファイル</u>
○チェックリスト	<u>Excel ファイル</u>
○生産性根拠資料	<u>Excel ファイル</u>
○その他根拠資料	様式自由

(注) 証明を行う工業会は、以下のホームページを参考にしてください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

### 1.資料の事前確認

上記証明書類を作成、用意し、まずはメール又は FAX 等にて事前確認を受けてください。

#### 【連絡先】

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル10F  
日本マテリアル・ハンドリング (MH) 協会 税制担当：小川  
TEL:03-3543-9335 / FAX:03-3543-8970 E-mail : info@jmhs.gr.jp

### 2.証明書発行の申請

証明書を発行できると確認された場合には、追ってお知らせいたします。手続きなどは担当者の指示に従ってください。

### 3.手数料の納付と証明書発行

証明書の発行には手数料の納付が必要です。

証明書と請求書を同封し郵送いたします。手数料を納付してください（銀行振込）。

#### 【手数料】

- 会員  
一件：1,000 円／通
- 一般  
一件：10,000 円／通